





務														
十 通勤手当	1 同規則第4条第1項の支給に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第2号）に基づく知事の権限に属する事務													
十一 住居手当	1 同規則第7条第1項の規定による住居手当に係る確認並びに決定及び改定													
十二 単身赴任手当	1 同規則第8条第1項の規定による単身赴任手当に係る確認並びに決定及び改定													
十三 知事等の退職手当	1 同規則第3条の規定による退職手当の金額の決定													
十四 職員	<p>1 同規則第3条の規定による退職手当の金額の決定</p> <p>2 同規則第6条（同規則第21条において準用する場合を含む。）の規定による退職票の交付</p> <p>3 同規則第7条の規定による在職票の交付</p> <p>4 同規則第8条第2項の規定による失業者退職手当受給資格者の交付</p> <p>5 同規則第9条第2号の規定によるやむを得ないとする受給期延長理由の決定</p> <p>6 同規則第10条第4項の規定による受給期延長通知書の交付</p> <p>7 同規則第12条の規定による基本手当に相当する退職手当の支給日の指定</p> <p>8 同規則第13条第2項（同規則第21条において準用する場合を含む。）の規定による</p>													





		域に係るもの 八 日暮総合事 務所の所管区 域に係るもの (2) (1)以外の もの												日暮総合事 務所長
自治 研 修 所	一 その他の 事務	1 補助金及び会計に 関する事務 (一) 自治研修所長 の名において処理 することが適当で あり、総務部長が 別に定めるもの  2 庁舎管理に関する 事務(自治研修所の 庁舎又は構内におけ るものに限る。)         (一) 鳥取県庁内取 締に関する規則に 基づく知事の権限 に属する事務のう ち次に掲げるもの (1) 同規則第3 条第1項の規定 による物品販売 等の許可 (2) 同規則第6 条の規定による 必要な措置の命 令 (二) 県有建物に関 する広告物掲出規 則に基づき知事 の権限に属する事 務のうち次に掲げ るもの (1) 同規則第1 条の規定による 広告物の表示又 はこれに関する 物件の設置の許 可 (2) 同規則第5 条ただし書の規 定による(1)の 許可の取消し (三) 鳥取県県有地 等における自動車 の放置に対する措 置に関する条例に 基づき知事の権限 に属する事務のう ち次に掲げるもの (1) 同条例第4 条第1項の規定 による放置自動 車の状況等の調 査及び警告書の はり付け (2) 同条例第4 条第2項の規定 による警察署へ の通報 (3) 同条例第4 条第3項の規定 による違反の解 錠及び車内の調 査 (4) 同条例第5 条第1項の規定 による放置自動 車の移動及び保 管 (5) 同条例第5 条第2項の規定 による移動等の 通知及びその旨 の公示 (6) 同条例第6 条第1項の規定 による放置自動 車の撤去等の勸 告 (7) 同条例第6												

























<p>律施行令第13条において準用する中小企業等協同組合法施行令(昭和33年政令第43号)第29条の規定により知事の権限に属するものとされた中小企業団体の組織に関する法律に基づく事務</p>	<p>認可</p>																																
<p>五 中小企業等協同組合法第111条の規定により知事の権限に属するものとされた同法に基づく事務</p>	<p>1 同法第9条の2第7項(同法第9条の9第51項において準用する場合を含む。)の規定による協同組合等の共同事業以外の事業の承認</p>																																
	<p>2 同法第9条の2の2第2項(同法第9条の9第51項において準用する場合を含む。)の規定による交渉ができないとき等のあつせん又は調定</p>																																
	<p>3 同法第9条の2の3(同法第9条の9第51項において準用する場合を含む。)の規定による組合員以外の者の事業の利用の特例の認可及び認可の取消し</p>																																
	<p>4 同法第9条の6の2第11項又は第41項(同法第9条の9第51項において準用する場合を含む。)の規定による共同事業の制限、変更又は廃止の認可</p>																																
	<p>5 同法第9条の7の5第21項(同法第9条の9第51項において準用する場合を含む。)の規定において準用する保険業法(平成7年法律第105号)第306条の規定による立入検査等</p>																																
	<p>6 同法第9条の7の5第21項(同法第9条の9第51項において準用する場合を含む。)の規定において準用する保険業法第306条の規定による業務改善命令</p>																																
	<p>7 同法第9条の7の5第21項(同法第9条の9第51項において準用する場合を含む。)の規定において準用する保険業法第307条第1項第3号の規定による共同契約の募集の禁止の命令</p>																																
	<p>8 同法第9条の9第41項の規定による協</p>																																

























